**（参考）４週平均１週及び52週の拘束時間の延長に関する協定書（例）**

**（バス運転者）**

　○○バス株式会社代表取締役○○○○と○○バス労働組合執行委員長○○○○（○○バス株式会社労働者代表○○○○）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第５条第１項第１号ロただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

１　本協定の適用対象者は、貸切バスの運転の業務に従事する者とする。

２　４週平均１週及び52週の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、４週の起算日は４月１日とする。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第1　4週  (4/1～4/28) | 第２　４週  (4/29～5/26) | 第３　４週  (5/27～6/23) | 第４　４週  (6/24～7/21) | 第５　４週  (7/22～8/18) | 第６　４週  (8/19～9/15) | 第７　４週  (9/16～10/13) |
| 65時間  （４週合計  260時間） | 68時間  （４週合計  272時間） | 63時間  （４週合計  252時間） | 65時間  （４週合計  260時間） | 65時間  （４週合計  260時間） | 66時間  （４週合計  264時間） | 66時間  （４週合計  264時間） |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第８　４週  (10/14～11/10) | 第９　４週  (11/11～12/8) | 第10　４週  (12/9～1/5) | 第11　４週  (1/6～2/2) | 第12　４週  (2/3～3/2) | 第13　４週  (3/3～3/30) | 52週間計 |
| 66時間  （４週合計  264時間） | 68時間  （４週合計  272時間） | 65時間  （４週合計  260時間） | 64時間  （４週合計  256時間） | 66時間  （４週合計  264時間） | 63時間  （４週合計  252時間） | 3,400時間 |

※　3/31の拘束時間：9.28時間（１日÷28日×260時間）

３　本協定の有効期間は、○年４月１日から○年３月31日までとする。

４　本協定に定める事項について変更する必要が生じた場合には、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

　　○年○月○日

以上

○○バス労働組合執行委員長　○○○○　印

（○○バス株式会社労働者代表　○○○○　印）

○○バス株式会社代表取締役　○○○○　印